

## 学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校法人が学校経営を行う目的は、教育・研究を推進することであり、人材を育成するとともに研究活動を社会に還元することを意味しています。

企業会計は、収益と費用からその経営成績を知ることになりますが、学校会計は、計算書類によって財務の面から、教育研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることにあります。また、教育研究活動を充実し、発展させるための資金や財産を管理するだけでなく、財務状況を正確に把握し、健全な経営をする必要があります。

学校法人の決算書の作成は、私立学校法第47条第1項と私立学校振興助成法（以下「助成法」）第14条1項で求められています。

私立学校法第47条1項では、「学校法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。」とあり、私学法施行規則第4条の4において、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に従って計算書を作成するよう取り決められています。

助成法第14条1項によると、「第4条1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関わる書類を作成しなければならない。」とされており、上記の「文部科学大臣の定める基準」が「学校法人会計基準」となります。

助成法は、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成金、いわゆる補助金の交付を規定する法規であるため、助成金の公平分配の観点から、その金額の計算基礎となる決算書の作成基準として、学校法人会計基準を規定しています。

決算に必要な計算書類は、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表により構成されています。

### ① 資金収支計算書

当該会計年度（4月1日～翌年3月31日）の教育研究活動やこれに付随する諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにし、また現金預金の動きを表しています。

### ② 事業活動収支計算書

当該会計年度（4月1日～翌年3月31日）の事業活動収入と事業活動支出の内容及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにしています。

### ③ 貸借対照表

年度末における資産・負債・基本金及び収支差額を把握し、財政状態の健全性を表しています。

一方、収益事業を目的としている企業会計では、決算に必要な計算書類として、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表が作成されます。営業活動の成績を損益計算書で表し、単年度の期間の事業状況を明確化し、営業成績を知ることによって収益力を高めることに役立つようとしています。

## 資金収支・事業活動収支計算書の勘定科目の説明（共通）

- 学生生徒等納付金  
学生生徒等から学納金として徴収する授業料、入学金、実験実習料、施設費等の収入です。
- 手数料  
入学検定料や証明書等の発行手数料等の収入です。
- 寄付金  
金銭やその他の資産等を寄贈者から贈与されたもので、用途が明確な特別寄付金と、用途が明確でない一般寄付金の収入です。
- 補助金  
国や地方公共団体から交付される補助金収入です。
- 付随事業・収益事業収入  
補助活動収入です。
- 受取利息・配当金収入  
預金等の受取利息や各種配当金です。
- 雑収入  
退職金財団交付金、その他上記各収入以外の収入です。
- 人件費  
専任教職員、非常勤教職員等に支給する本俸や期末手当、又はその他の手当や所定福利費、退職金に要する支出です。
- 教育研究経費  
教育研究活動に要する経費や学生生徒の厚生費等に要する支出です。消耗品や光熱水費、通信運搬費、旅費交通費、印刷製本費、委託費、修繕費、研究費、奨学費、会議費などがあります。
- 管理経費  
学校法人の運営にかかる経費（総務・経理）や学生募集活動等、教育研究活動に該当しない経費です。

## 資金収支計算書の勘定科目の説明

- 前受金収入  
翌年度入学の学生生徒等に係る学生生徒等納付金（授業料等）、当年度に納入された収入を言います。
- 資金収入・支出調整勘定  
当年度の活動に入るべき前年度以前の収入・支出や、翌年度以降の収入・支出とされる資金を調整する勘定科目です。「資金収入調整勘定」「資金支出調整勘定」があります。
- 施設関係支出  
土地の取得、施設等の建設やそれに付随する電気・上下水道管や配水管・空調などに係る支出です。
- 設備関係支出  
教育研究用の機器備品や法人運営のために必要な備品（その他の機器備品）の他、図書や車両に係る支出です。

## 事業活動収支計算書の勘定科目の説明

- 資産処分差額  
売却、除却や廃棄などの処分をした機器備品や建物等の処分価格と帳簿価額の差額です。
- 徴収不能額  
未収入金のうち、当期において回収不能とした額がある場合に計上します。
- 徴収不能額引当金繰入額  
未収入金について、将来的に徴収不能となるおそれのある額の見積り引当を行う場合に使用します。
- 基本金組入額  
学校法人が教育研究活動の計画に基づき必要な資源を継続的に保持するためのもので、事業活動収支計算書の当年度収支差額から控除して組入れます。(以下の4種類があります)
  - 第1号基本金：学校法人が取得した校地、校舎、備品等の固定生産分を組入れます。
  - 第2号基本金：将来計画に基づき、校舎の設置または規模の拡充などに要する経費を組入れます。
  - 第3号基本金：基金として元本を継続的に保持し、運用果実を研究資金に充てることを目的としている金額を言います。
  - 第4号基本金：学校法人の運営を円滑にする体制を構築していなければならないため必要な運転資金を恒常的に保持するための組入金。

## 貸貸対照表の勘定科目の説明

- 有形固定資産  
1年を超えて使用される有形の資産で、土地や建物、備品等、固定資産台帳の期末帳簿価額となります。
- その他の固定資産  
上記以外の有価証券や電話加入権をいいます。
- 流動資産  
現金預金、未収入金等をいいます。
- 固定負債  
1年超の債務、退職給付引当金等をいいます。
- 流動負債  
未払金、前受金、預り金等をいいます。

## 財産目録の勘定科目の説明

- 基本財産  
学校法人が保有している土地や建物のほか、備品等の評価額です。
- 運用財産  
有価証券や現金預金等のほか、運営のために活用される資金をいいます。
- 負債額  
長期又は短期の借入金等のほか、運営のために負う負債の額をいいます。